(四六・教育庁総務課)

毎週火・金曜日発行

田県公報

○県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を ○知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条 改正する条例(四四・人事課)2 (四五・人事課) …

○教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条

3

2

ページ 第三項関係)

目

次

議	副議長	Ī
員	長	-
七八〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円	J (
七七二、二〇〇円	七八五、七〇〇円	が 型 E
の 一 一 〇 分	の三の分	の五

2 施行期日

この条例は、 平成一九年七月一日から施行することとした。

◇知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例 (秋田県条例第四五号)

○条、第一一条及び別表第三関係 出納長を削ることとした。 (第一条 第 二条、 第八条、 第

ることとした。 日まで延長するとともに、次のとおり減額する割合を引き上げ 知事等の給料月額を減額する特例措置を平成二一年六月三〇 (附則第四項関係)

知	職
事	名
000円	給料月額
九六八、〇〇〇円	(改正前の減額状況) 改正後の減額状況
	(改正前の減額率)
	事

の 号 で 条公 例布 のさ あれ らた ま

3

平成二一年六月三〇日までの間に限り、次のとおり減額するこ

常勤の監査委員の給料月額について平成一九年七月一日から

し

ととした。

(附則第四項関係)

減額前の給料月額

減額後の給料月額

減 額 率

一〇〇分の一

Ŧi.

◇県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例(秋田県条例第四四号

県議会議員の報酬月額を次のとおり減額する特例措置の適用

期間を平成二〇年六月三〇日まで延長することとした。 (附則 4 この条例は、 施行期日 六七〇、 000円 五六九、 五〇〇円

ただし、1は、 同月四日から施行することとした。 平成一九年七月一日から施行することとした。

◇教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例 (秋田県条例第四六号)

ることとした。 日まで延長するとともに、次のとおり減額する割合を引き上げ 教育長の給料月額を減額する特例措置を平成二一年六月三〇 (附則第二項関係)

七七〇、〇〇〇円	減額前の給料月額	
大五四、五〇〇円 (七六二、三〇〇	(改正前の減額状況)改正後の減額状況	
一〇〇分の一五	(改正前の減額率)	

2 施行期日

この条例は、 平成一九年七月一日から施行することとした。

一部を改正する条例をここに公布する。 条

与及び旅費等に関する条例の 県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、 知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例及び教育長の給

秋田県知事

寺

田 典

城

例

平成十九年六月三十日

秋田県条例第四十四号

県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例 (昭和二十) 一年秋田県条例第十号) の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成十九年六月三十日」を「平成二十年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、 平成十九年七月一日から施行する。

秋田県条例第四十五号

秋

知事等の給与および旅費に関する条例の 一部を改正する条例

知事等の給与および旅費に関する条例 (昭和三十一年秋田県条例第三十三号) <u>の</u> 一部を次のように改正する。

第一 条中 「、出納長」を削る。

第二条の表出納長の項を削る。

第八条第三項第一号 ()中「若しくは出納長」 を削る。

第十条第三項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第十一条第二項第一号中「、 副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

に 県条例第四十一号) 附則第四項中「出納長の」を「常勤の監査委員の」に、「県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例 「にあつては百分の三、 の施行の日から平成十九年六月三十日」を 出納長」を「及び常勤の監査委員」に、「百分の一」を「百分の十五」に改める。 「平成十九年七月一日から平成二十一年六月三十日」に、 「百分の五」を「百分の二十」 (平成十五年秋田

別表第三中 「及び出納長」を削る。

附 則

十条第三項、第十一条第二項第一号及び別表第三の改正規定は、 この条例は、平成十九年七月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定、第二条の表出納長の項を削る改正規定並びに第八条第三項第一号⑴、第 同月四日から施行する。

秋田県条例第四十六号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与及び旅費等に関する条例 (昭和五十八年秋田県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(平成十五年秋田県条例第四十一号)

の施行の日から平成十

九年六月三十日」を「平成十九年七月一日から平成二十一年六月三十日」に、 「百分の一」を「百分の十五」に改める。

則

この条例は、平成十九年七月一日から施行する。

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)発 行 者 秋 田 県

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp B-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp 和 別 所 株式会社 松 原 印 刷 社 報 原 印 刷 社